

南陽市建設工事総合評価落札方式（簡易型） 試行ガイドライン

（平成20年5月1日施行）

（平成23年6月1日改定）

（平成26年7月30日改定）

（平成28年4月1日改定）

はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が、平成17年4月1日に施行され、当法律の第8条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が、平成17年8月26日に閣議決定された。この中で、公共調達（公共工事契約等）において、価格の安さだけでなく、品質（技術力等）が総合的に優れた内容の契約がなされていることが肝要である旨が、その基本理念で唱えられている。

本ガイドラインは、南陽市が発注する建設工事について、「品確法」及び「基本方針」に基づき公共工事の品質確保を図っていくため、総合評価落札方式の試行に際してのガイドラインを示したものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の活用結果等を踏まえ、改善を図っていく予定である。

1 総合評価落札方式の概要

公共工事に関しては厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が増加するとともに、工事中の事故や手抜き工事といった粗雑工事の増加や下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に対する懸念が高まっている。

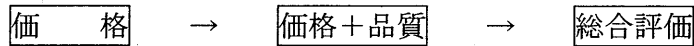
こうした背景を踏まえ、公共工事の品質の確保と向上を目的に、平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、公共工事の品質は「経済性を配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされていることにより確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして、総合評価落札方式の適用を掲げている。

公共工事の品質確保を図るため、総合評価落札方式では発注者が競争参加者の技術的能力の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては価格に加え、技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。

総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、

施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされることが期待される。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。



2 南陽市での総合評価落札方式の試行

本市での試行における総合評価落札方式の種類は簡易型とし、一般競争入札（条件付）及び指名競争入札で試行を実施する。

また、原則として現行の入札・契約制度を準用し、入札に関する詳細については、入札告示等で定める。

今後、本ガイドラインに基づき試行される総合評価落札方式を検証し、実施方法等について検討を行う。

(1) 対象工事

公共工事の品質を確保するため、設計金額（消費税を含む）が3,000万円以上の建設工事で、入札参加者の施工能力、社会性等と入札価格を総合的に評価することが妥当であり、総合評価落札方式によることが適当であると、南陽市建設工事等指名業者選定審査会規程（昭和53年訓令第4号）に規定する審査会（以下「指名審査会」という）で認めた工事に適用する。

(2) 総合評価の方法

総合評価落札方式簡易型で定める評価値の算出方法は、除算式を用いる。また、加算点の算出方法については、別記の「落札者決定基準（標準）」によるものとする。

1) 技術評価の「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を20点とする。

2) 「加算点」の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

加算点＝評価点数の得点合計

3) 総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計（技術評価点）を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格（千円）×100,000

*評価値は、小数点以下第3位まで表示（小数点以下第4位四捨五入）

(3) 学識経験者からの意見聴取

1) 意見聴取の目的

地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価落札方式での恣意的な判断を排除し、技術的な見地ばかりではなく、客観的な見地から「学識経験を有する者」からの意見聴取を行う。

2) 意見聴取の時期

総合評価落札方式の落札者決定基準を定めようとするとき。

総合評価落札方式における標準的な手順に従い、総合評価落札方式によることの適否、落札者決定基準及び落札者の決定について意見聴取を行う。

上記以外のときにも、必要に応じ意見聴取を行うことができるものとする。

3) 意見聴取の方法

総合評価落札方式における学識経験者による意見聴取については、2名以上の学識経験者より、直接の意見聴取を原則とする。

直接の意見聴取を原則とするが、緊急等のやむを得ない場合には、電話、ファックス、電子メール等の通信手段により、意見聴取することもできるものとする。

(4) 対象工事の適否及び落札者決定基準の決定

対象工事の適否及び落札者決定基準については、学識経験者の意見を聴いた後に、指名審査会の審査に付して決定する。

(5) 技術資料の提出要請

総合評価落札方式簡易型で発注しようとする場合は、指名審査会の審査に付して技術資料の提出を求める者を選定し、別に定める技術資料の提出を当該者に要請する。

技術資料提出要請書には、次の事項を明記する。

1) 工事概要及び総合評価落札方式簡易型試行適用の旨

2) 技術資料の内容

3) 技術的能力の審査に関する事項

①審査項目

②審査基準（入札参加要件）

4) 総合評価に関する事項

①技術資料の評価に関する基準（評価項目、評価基準、得点配分）

②総合評価の方法

- ③落札者の決定方法
- ④評価内容の担保
- ⑤配置予定技術者のヒアリングの有無
- ⑥指名・非指名通知の日
- ⑦入札日時
- ⑧その他

(6) 技術資料の提出等

入札参加希望者は、別に定める期日までに技術資料を市長に提出する。

また、入札参加希望者は、別に定める期日までに書面によって、技術資料提出要請書に関する質問を行うことができ、市は別に定める期日までに書面によって回答する。

(7) 指名、非指名の決定及び通知

指名、非指名については、技術的能力の審査を行い、指名審査会の審査を経て決定する。なお、必要に応じ配置予定技術者のヒアリングを行うことができる。

指名と決定された入札参加希望者には、指名を通知し、非指名と決定された入札参加希望者には、指名しなかった旨及び指名しなかった理由を通知する。

(8) 技術評価点の決定

技術評価点については、入札参加希望者から提出された技術資料に基づき技術力の評価を行い、指名審査会で決定する。

(9) 落札者の決定方法等

入札参加者は、技術資料及び入札価格をもって入札し、次に掲げるすべての要件に該当する入札者のうち、総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が入札書比較価格の制限の範囲内であること。また、入札価格が、入札書比較価格の7割（基準価格）を下回らないこと。
- 2) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(10) 評価内容の担保

技術資料に記載された内容については、南陽市建設工事請負契約約款第1条に規定する設計図書（特記仕様書）に記載するものとし、工事完成後において履行状況について検査を行う。

受注者の責任により、技術資料に記載した内容を達成できなかった場合は、工事成績評点を減点することとし、次の算式を標準とするが、これによりがたい場合は別途考慮する。

工事成績評点の減点

$$\text{減点値} = 8 \times (a - b) / a$$

a = 当初の加算点 (点)

b = 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

また、技術資料に記載した内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合には、南陽市工事請負業者指名停止要綱（昭和63年告示第11号）第2条の規定により指名停止を行う。

4 その他

(1) 情報公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

1) 入札前

総合評価落札方式の適用工事では、公告又は入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ・ 総合評価落札方式の適用の旨
- ・ 入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及びその得点配分）
- ・ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

2) 入札後

落札者決定後、参加者の総合評価に関する審査結果を公表する。

公表する内容は様式（入札調書（総合評価落札方式））に従い、参加者の各評価項目の技術評価点数、加算点（施工計画、施工実績、技術者、社会・地域貢献）、入札金額、入札の有無、失格基準の合否及び総合評価値とする。

あわせて、「南陽市公共工事に係る入札結果等の公表に関する要綱」様式第1号入札調書も公表する。

(2) 苦情処理

入札参加資格について、技術資料等の審査により、参加資格がないと認められた者から、苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

(3) 秘密の保持

総合評価に関する評価結果を除き、入札者から提出された技術資料等は公表しない。

(4) 技術資料の作成費用

技術資料の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。